

# 参考資料配布願い

平成15年10月21日開催の第22回の法曹制度検討会において、「裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方」が検討されました際、私は、簡素化等について、意見を述べましたが、本日の第23回法曹制度検討会で、若干の補充意見を述べますので、別紙の日弁連司法改革実現本部作成の「裁判官報酬制度の見直しについて（提案）」と題する書面を検討の参考資料として提出いたします。

平成15年11月18日

平 山 正 剛

## 裁判官報酬制度の見直しについて（提案）

2003年10月14日

司法改革実現本部全体会議

### 1 なぜ改革が必要か

#### (1) 司法制度改革審議会意見書

司法制度改革審議会意見書は、裁判官制度の改革の一つとして「裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）」を挙げ、その中で「裁判官の報酬の進級制（昇給制）について、現在の報酬の段階の簡素化を含め、その在り方について検討すべきである」と述べる。

裁判官の報酬の進級制（昇給制）について、従来から指摘されているように、昇進の有無、遅速がその職権行使の独立性に影響を及ぼさないようにする必要があること、また、裁判官の職務の複雑、困難及び責任の度は、その職務の性質上判然と分類し難いものであることにかんがみ、現在の報酬の段階の簡素化を含め、その在り方について検討すべきである、というのである。

#### (2) 現行の裁判官報酬制度とその問題点

現行の裁判官報酬制度は、判事補 12 段階、判事 9 段階、高等裁判所長官 2 段階の計 23 段階にも及ぶ細分化されたものになっている。

裁判官の報酬等に関する法律第 2 条により定められた裁判官の報酬月額（2003 年 11 月 1 日施行予定）を抜粋すると、以下のとおりである。

判事補 1 2 号	23 万 2000 円
判事補 1 号	45 万 9900 円
判事 8 号	57 万 3000 円
判事 4 号	90 万 6000 円
判事 3 号	106 万 9000 円
判事 1 号	130 万 1000 円
東京高等裁判所長官	155 万 7000 円
最高裁判所判事	162 万 6000 円
最高裁判所長官	222 万 7000 円

（期末手当・勤勉手当・期末特別手当は、この報酬月額に調整手当等を加えた額を基準として支給される（裁判官に対する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給に関する規則）。なお、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当等は支給されない（裁判官の報酬等に関する法律第 9 条）。）

現行の裁判官報酬制度に関し、とりわけ問題とされるのは、判事 4 号俸

までは、病気による休職など特別の事情がない限り、同期の裁判官は同時期に昇給するが、任官 21 年以上を経過して判事 3 号俸への昇給からは、すぐに昇給する者から退官当日に昇給するだけの者まで大きな差がつけられる点である。

(この点に関しては、現役裁判官からの具体的指摘もあり(月刊司法改革 10 号 41 頁~)、裁判官アンケートの結果でも転勤・給与などの不公平が不満としてかなりの割合を占めている(月刊司法改革 9 号 54 頁~)。さらに、裁判の現場にいる裁判官よりも、司法行政を行う裁判官の方が判事 3 号以上への昇給が早いとの指摘がある(月刊司法改革 9 号 48 頁。))

憲法は、すべての裁判官の報酬は在任中減額されることがないことを保障している(79 条 6 項、80 条 2 項)が、昇給の保障は憲法上も裁判所法上も存しない。しかし、特定の裁判官についてのみ正当な理由なく昇給が遅れているとすれば、それは差別に他ならず、職権行使の独立性の観点からも大きな問題といえる。人事評価や昇給に関する権限が、司法行政当局に集中していることが、裁判官の職務遂行において、心理的圧力となり、萎縮効果を与え、結果として司法行政当局に従順な裁判官を生まざるをえない構造となっていることは、しばしば指摘される点である。

### (3) あるべき裁判官報酬制度

あるべき裁判官報酬制度を考えるにあたっては、裁判官の職権行使の独立性に影響を及ぼさないということを基本に据えなければならない。この意味では、報酬制度は出来る限り、客観的基準とリンクするものであることが望ましい。

司法権の担い手、違憲立法審査権の行使主体としての裁判官は、その権限、職責において、基本的に互いに異なるところはない。このことが報酬制度の基本となるべきである。

裁判官は一定の高い質を確保しており、基準に達していない裁判官は任命されないとの前提に立てば、その中で殊更に細分化された昇給制度を設ける必要はなく、報酬の段階は出来る限りシンプルなものが相当である。

## 2 提言

### (1) 裁判官の種類と報酬制度

裁判所法は、下級裁判所の裁判官の種類を次の 4 種類と定める。

高等裁判所長官

その他の裁判官

判事  
判事補  
簡易裁判所判事

裁判官の報酬制度改革を考えるにあたっては、裁判所法の原点に戻り、裁判官は、「高等裁判所長官・判事・判事補・簡易裁判所判事」の4種類で構成されていることをベースとすべきである。すなわち、この4種類の官に応じて、報酬に差異が設けられることを第1の基本とする。

これに従い、高等裁判所長官は、現在の2段階制を見直し、一律同額とすべきである。

なお、簡易裁判所判事の報酬の在り方については別途検討することとする。

## (2) 裁判官の任期制と報酬制度

判事の報酬は、経験年数に関わらず一律同額とすべきであろうか。権限と職責の同一性を基本に据えると一律同額となる。衆参両院議員や地方議会議員のように、その職責の同一性に基づいて在職年数による差異を設けていない例も存する。しかし、審議会意見書は、報酬の段階の簡素化の必要性を示すが、報酬の段階自体は否定していない。積み上げた経験を一定の範囲で報酬という形で評価すべきであるとの見方に立つものであろう。

憲法80条1項は、裁判官の任期を10年と定める。

従前のキャリアシステムの下で、この憲法が定める10年の任期はほとんど意味を持たなかった。

しかし、このたびの下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置は、下級裁判所裁判官の新任・再任過程の透明化をはかり、国民の意思を指名過程に反映させようとする画期的な制度であり、裁判官の10年の任期制に実質的な意味を付与するものである。すなわち、10年を区切りとして、裁判官はその資質と経験があらためて評価され、再任されることとなるのである（もとより、評価されなければ再任されず、任期終了により退官することとなる）。

このような制度改革の流れと憲法の規定を考慮すれば、報酬制度の見直しにおいても、10年の任期を一つの基準とすべきである。従って、判事の報酬は、10年の任期毎に段階を定めることとすべきである。

## (3) 判事補の報酬制度

10年の任期毎に報酬を定めるという考えを一貫すれば、判事補の10年間は同額ということになる。しかし、現行制度上、判事補としての経験の積み上げに照らして、資格、権限の拡大がはかられている。

- 1 年目 裁判官としての職権の制限（裁判所法 27 条）
- 4 年目 簡易裁判所判事任命資格の付与（裁判所法 44 条）
- 6 年目 特例判事補指名による職権制限の解除（判事補の職権の特例等に関する法律）

これに従い、判事補の報酬制度については、3 年目と 5 年目に昇給する段階を設けるのが相当である。

#### (4) 23 段階から 7 段階へ

以上を整理すると、次のとおり、報酬の段階は現在の 23 段階から 7 段階へ簡素化されることになる。

判事補	1 年目	ランク A
	4 年目	ランク B
	6 年目	ランク C
判事	判事任命第 1 期	ランク D
	判事任命第 2 期	ランク E
	判事任命第 3 期～	ランク F
高等裁判所長官		ランク G

#### (5) 調整手当等の見直し

現在、大都市勤務の裁判官には調整手当として報酬の 3%~12% が付加されるが、これは本来この手当がつかない地方に転勤しても 3 年間は継続され、その間に大都市勤務に復すれば、結局大都市勤務につかない裁判官に比して常に 3%~12% 高額の報酬となる仕組みとなっている。同じ勤務地で同じ職務を担当している裁判官の間で、その前任地によって、ある裁判官には調整手当が支給されある裁判官には支給されないという事態が、現実には生じている。そもそも実際勤務している場所が調整手当の対象地でないにもかかわらず、調整手当を支給するこの仕組みに合理性は見いだせない。

従って、少なくとも 3 年間の支給継続の制度は、廃止されるべきである。

大都市に勤務する裁判官に対して調整手当を支給することは、大都市の物価と地方の物価の差等から一定の合理性はある。しかしながら、この調整手当に基づく報酬格差が、裁判官が大都市勤務を望み、地方勤務を嫌忌する傾向を助長していることも事実である。特に過疎地の支部の裁判官は、その支部が小さければ小さいほど、その地域の司法を一手に担う存在となる。その意味では、小さな支部ほど人材の充実が求められおり、そうでない場合の地域に及ぼす影響もまた大きい。また、地方に配属になることは、裁判官やその家族にとって、物価とは別の意味で多くの苦勞を伴うことも

予想される。従って、地域の司法の担い手としての職責の重大さに鑑みれば、離島や僻地勤務の裁判官に対する特別手当を検討すべきである。

同時に、裁判官の大都市指向を助長する大都市調整手当の廃止も検討されるべきである。

### **3 その他の検討事項**

#### **(1) 退職金制度**

裁判官の任期制度に照らし、再任の有無にかかわらず、任期終了ごとに退職金を支給する制度への見直しを検討すべきである。

#### **(2) 経過措置**

あらためて各ランクの金額が定められた場合、現に支給されている報酬額がこれより下回る場合には新制度の成立とともに引き上げられることになる。しかし、現に現に支給されている報酬額が上回る場合には、ただちにこれを減額すると憲法の在職中の減額禁止規定に抵触することとなるので、経過措置をもって、当該任期の終了後再任された時に調整する旨の経過措置を検討すべきである。